

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

## マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼について

日頃より、厚生労働行政の推進にご協力いただき、御礼を申し上げます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤であり、医療現場においてマイナ保険証が定着することは、電子処方箋、電子カルテ情報、予防接種、公費負担医療等、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けて、前提となるものです。

先般、健康保険証を廃止する旨を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和 6 年 12 月 2 日とする政令が公布されました。これにより、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証の発行は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

については、本年 12 月の一部改正法の施行までの間に、できる限り多くの方々に医療現場で実際にマイナ保険証を使っていただきたいと思っております。これまで、医療機関・薬局等に対しては、利用促進に向けたご協力をお願いしてまいりましたが、今後は、これまで以上に徹底した取組が必要と考えております。

貴会におかれましては、何卒、上記の趣旨を踏まえ、会員等の方々に対して下記につき周知いただき、マイナ保険証の利用促進に向けた一層の積極的な取組にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 医療機関・薬局等に対する利用促進支援施策等について

##### (1) 医療機関・薬局等に対する利用促進支援施策と利用実績のお知らせ

『「マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援(案)」について(周知依頼)』(令和 5 年 11 月 29 日付け事務連絡)でもお知らせしましたとおり、令和 5 年 11 月に成立した令和 5 年度補正予算において、①～③のマイナ保険証利用促進支援施策(別添「参考資料」P6～)が盛り込まれておりますので、これらの活用につきご検討をお願いいたします。

- ① マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)が一定以上増加した医療機関・薬局に対する、増加率・増加件数に応じた支援
- ② マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局に対する、顔認証付きカードリーダーの増設に対する支援

### ③ 再来受付機・レセプトコンピューター等の改修費用に対する支援

これら支援策については、利用率の増加や利用件数に応じて実施されることから、その活用の際には、各医療機関・薬局において、マイナ保険証の現状の利用率を把握いただくとともに、具体的な目標設定や関係職員間での情報共有、管理者の方による定期的な進捗管理などの実施が重要です。こうした取組に役立てていただけるよう、本年1月30日より順次、実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）から、毎月の利用実績（利用人数）を個別にお知らせすることとしておりますので、ご活用ください。

## (2) 窓口対応やホームページ等の見直し

(1)の支援策をより有効にご活用いただくためにも、マイナ保険証の一層の利用促進に向け、是非、以下の①～③の取組の実施をお願いいたします。

なお、2月上旬からの診療報酬請求時のオンライン画面のポップアップにおいて、これらの取組状況について、アンケート調査を実施する予定ですので、ご協力いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

- ① 窓口での声掛け（「マイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちですか。」）
- ② 医療機関 HP の外来予約やリーフレット等の案内の記載の更新等（具体的な内容については、2.をご参照ください。）
- ③ チラシ、ポスター等の院内配布・掲示

各医療機関・薬局に対しては、12月より順次、支払基金からポスターを送付済です。また、厚生労働省ホームページでは、窓口や院内掲示等に活用可能な周知媒体を掲載しておりますので、こちらもご活用ください。（参考資料P2）

## 2. 医療機関 HP の外来予約やリーフレット等の案内の記載の更新等について

各医療機関等のホームページやリーフレット等の周知物において、持参を要するものとして、「健康保険証」のみ記載されている事例が相当数見受けられます。については、各医療機関等において周知物の内容をご確認いただき、健康保険証のみとの記載となっているような場合には、「マイナンバーカード（マイナ保険証）又は健康保険証」として、マイナ保険証の持参を促すよう、更新をお願いいたします。

また、「限度額認定証」の持参を促す記載事例もしばしば見受けられますが、マイナ保険証を使用すれば限度額認定証は不要となることから、「高額療養費制度の利用について、マイナンバーカード（マイナ保険証）で受診される場合には、『限度額認定証』は不要」との旨の記載に修正いただきますようお願いいたします。（参考資料P1）

さらに、厚生労働省が所管する法人の医療機関においては専用レーンの設置及び説明員の配置を進めているところです（参考資料P5）。外来患者数が多い医療機関においては、ぜひ、こうした取組も参考に、専用レーンの設置や説明員の配置といった取組をご検討いただきますようお願いいたします。

## 3. オンラインセミナーについて

### (1) 2月開催予定のオンラインセミナーについて

令和6年度診療報酬改定の中で、医療関係者に対する賃上げの推進等やマイナ保険証の利用実績を一定程度有している等の保険医療機関・薬局への評価の新設が検討されております。

厚生労働省では、貴会のご協力のもと、賃上げ等に関する診療報酬改定及びマイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナーを、貴会との共催により以下の日程で開催する予定ですので、ご案内させていただきます。

[オンラインセミナー]

日本医師会との共同開催	: 2月15日(木) 18:00~19:00
日本歯科医師会との共同開催	: 2月22日(木) 13:00~14:00
日本薬剤師会との共同開催	: 2月16日(金) 18:40~19:40
四病院団体協議会・全国国民健康保険診療施設協議会との共同開催	: 2月16日(金) 17:00~18:10

(2) 実施済セミナーのアーカイブ配信について

実施済セミナーについても、以下のとおりアーカイブ配信を行っております(参考資料P4)ので、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、これらについては、厚生労働省ホームページの「オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08280.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)」からもご利用いただけます。

○ マイナンバーカードの保険証利用を推進するためのオンラインセミナー (YouTube・令和5年10月配信)

[https://youtu.be/4QAkR\\_aemtc](https://youtu.be/4QAkR_aemtc)

・・・マイナ保険証の利用が多い医療機関からマイナ保険証のメリットと取組事例を紹介いただくとともに、カードリーダーの事業者からは、それぞれの機種ごとに、システムトラブル時の対応等について解説いただいています。

○ マイナ保険証利用促進支援策等について (令和5年12月配信)

<https://www.youtube.com/watch?v=Fpk7OLdPNdM>

・・・支援金や顔認証付カードリーダー増設支援等についてご説明しています。

○ マイナ保険証支援金セミナー&報酬改定のプチお知らせ (令和6年1月配信) <https://www.youtube.com/watch?v=ckMdwpbfnHs>

・・・支援金や顔認証付カードリーダー増設支援、報酬改定(賃上げ)等についてご説明しています。

(以上)